

# 愛知県の公共事業評価

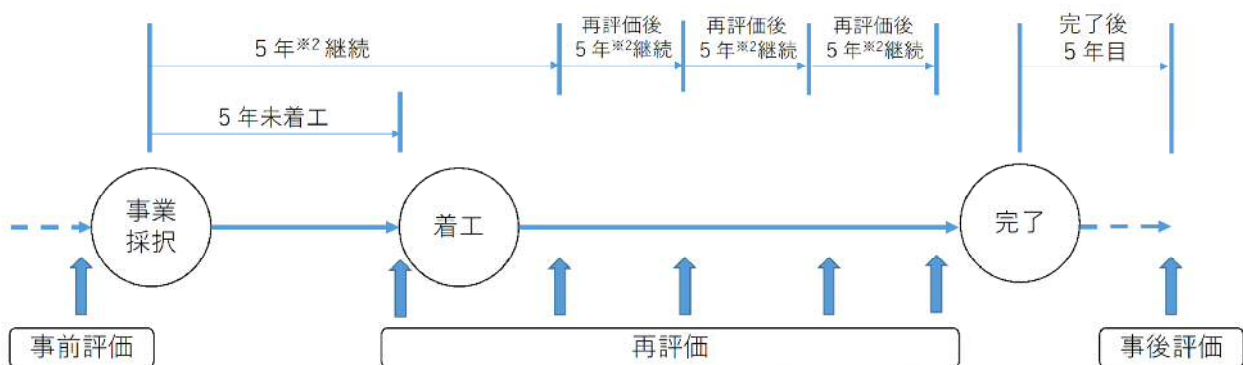
## ● 目的

農林水産部門（農業水産局、農林基盤局）及び建設部門（建設局、都市・交通局、建築局）が主体となって実施する公共事業<sup>※1</sup>において、**実施過程の透明性及び客観性を確保**し、より**効率的、効果的な事業の実施**を図ることを目的として、事業評価を実施します。

## ● 評価の種類と内容

<b>事前評価</b>
新たに実施しようとする事業について、「事業の必要性」、「事業計画の実行性」等から、 <b>事業実施の妥当性を判断</b> します。
<b>再評価</b>
長期継続事業等について、「事業の必要性の変化」、「事業の進捗状況及び見込み」等から、 <b>事業継続の妥当性を判断</b> し、必要に応じて <b>事業の見直しを実施</b> します。
<b>事後評価</b>
完了した事業について <b>達成状況等を確認</b> し、必要に応じて <b>適切な改善措置を検討</b> します。また、事業を通じて得られた知見等、 <b>同種事業へ反映すべき事項を整理</b> します。

## ● 評価の時期



## ● 評価の実施方法

総事業費 <b>一定規模<sup>※3</sup>以上</b>	対象事業の所管課が評価に係る資料を作成し、 <b>愛知県事業評価監視委員会の意見を聴き</b> 、対応方針を決定します。
総事業費 <b>一定規模<sup>※3</sup>未満</b>	対象事業の所管課が評価に係る資料を作成し、対応方針を決定します。

## ● 愛知県事業評価監視委員会の役割

愛知県事業評価監視委員会は、10名以内の公平な立場にある有識者で構成され、県が作成した**対応方針（案）**について**審議**を行い、**不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申又は助言**を行います。

※1 災害復旧事業、維持修繕事業（耐震補強を含む）及びその他別の評価システムにより評価を実施する事業を除く。

※2 下水道事業においては、10年

※3 交通安全対策事業、海岸事業、砂防等事業、漁港漁場事業及び治山事業は5億円、街路事業及び道路事業は15億円、下水道事業は設定なし。その他の事業は10億円。